



厚生労働省北海道労働局

平成24年9月27日

担 当	北海道労働局 職業安定部職業安定課需給調整事業室				
	室長	補佐	長	小林 匡	今井 俊哉
	係長			小林 敬真	
TEL 011-709-2311 (内線3661)					

## 特定派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

北海道労働局（局長 田中 正晴）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 1 労働者派遣事業改善命令に係る被処分特定派遣元事業主

名 称	株式会社システムファクト	
代表者の職氏名	代表取締役	森 操
所 在 地	札幌市中央区北2条東2丁目1-24	
届出に関する事項	届出受理年月日	平成18年8月9日
	届出受理番号	特01-300254

#### 2 処分理由

(1) 株式会社システムファクト（以下「システムファクト」という。）は、平成22年11月1日から平成23年1月25日までの間に、A社との間で締結した労働者派遣契約に基づきA社が雇用する労働者2名を、B社との間で締結した業務委託契約と称する契約に基づきB社が雇用する労働者2名を、C社との間で締結した請負契約と称する契約に基づきC社が雇用する労働者1名及びD社が雇用しC社の指揮命令を受ける労働者1名を、システムファクトの指揮命令下に置き、自己の雇用する労働者でないこれら6名の者を、E社との間で締結した労働者派遣契約と称する契約に基づき、E社東京事業所及びその出先に供給し、延べ302人日にわたり、E社の指揮命令の下で、デジタルテレビ等の製品機器のテスト・評価業務に従事させ、もって、職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

（別添「事案の概要図」参照）

(2) システムファクトの東京支社においては、遅くとも平成22年11月中には労働者派遣事業が開始されていたにもかかわらず、労働者派遣法第19条第1項の事業所新設の届出が行われていなかったこと。

### 3 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) システムファクトは、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成24年8月1日から同年9月27日までの間に実施されたもの及び平成24年9月27日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
  - ア システムファクトが、役務を提供する労働者派遣、受託する請負、労働者を送り出す出向等。
  - イ システムファクトが、役務の提供を受ける労働者派遣、発注する請負、労働者を受け入れる出向等。

なお、総点検に当たっては、特に職業安定法第44条に係る事項について重点的に点検すること。
- (2) 上記2の事項に係る職業安定法及び労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

# 事業案の概要図

《派遣元》

A社  
(労働者2名)

派遣契約

B社  
(労働者2名)

請負契約と称する  
労働者派遣

C社  
(労働者1名)

請負契約と称する  
労働者供給

請負契約と称する  
労働者派遣

D社 (労働者1名)

《供給元》

## 株式会社システムファクト

東京支社

- ・ A社の労働者2名
- ・ B社の労働者2名
- ・ C社の労働者1名

+

C社がD社より請負契約と称し受入れた労働者1名  
(自己の雇用する労働者でない者計6名を供給)

※本社：札幌市中央区北2東2-1-24

届出受理番号 特01-300254

届出年月日 平成18年8月9日

なお、東京支社での労働者派遣事業の届出は行ってないため、適正な労働者派遣であってもできない。

派遣契約と称する労働者供給

《供給先》

E社

東京事業所及びその出先

- ・ A社の労働者2名
- ・ B社の労働者2名
- ・ C社の労働者1名

+

C社がD社より請負契約と称し受入れた労働者1名  
(計6名を受入)

## 参 考

### ○職業安定法（抄）

（定義）

#### 第四条

- 6 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

（労働者供給事業の禁止）

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第四十五条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

（一般労働者派遣事業の許可）

#### 第五条

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
  - 三 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
  - 四 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

(特定労働者派遣事業の届出)

第十六条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第三号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

2 前項の届出書には、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第五十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(抄)

(権限の委任)

第五十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令